

## 裁 決 書

審査請求人

宇都宮市

処分庁

宇都宮市社会福祉事務所長

上記請求人から平成24年11月7日付けで提起のあった審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

処分庁が平成24年10月25日付けで行った保護変更申請却下処分(以下「本件処分」という。)は、これを取り消す。

## 理 由

### 1 事 実

審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成24年10月20日付けで、処分庁に対して、求職活動の移送費支給に係る保護変更申請(以下「本件変更申請」という。)を行った。これに対して処分庁は、10月25日付け宮社福生福1第278号により生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第5項に規定に基づく本件処分を行い、翌日、請求人宛て本件処分に係る通知書を送付した。

### 2 審査請求の趣旨及び理由

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

#### (2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、このことから本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

ア 請求人は、日頃から処分庁の指導・指示に従い、求職活動を行ってきた。今般、家庭用医療器械の製造販売事業者(以下「事業者」という。)が宇都宮市内において事業所を開設することから、①宇都宮市内の事業所(以下「事業所」という。)と②群馬県館林市にある事業者の本社(以下「本社」という。)において面接を受けてきた。

イ 面接にあたり、①請求人宅から事業所までの間と②請求人宅から本社までの間の交通手段として路線バスと鉄道を利用したことから、当該交通費について、処分庁宛て移送費の支給を申請したところ、“実施機関の指示又は指導による求職先ではない”ためとして却下された。

ウ 就職活動に係る費用が生活を圧迫する状況にあるなかで、全ての交通費を申請しているわけではないにもかかわらず、“実施機関の指示又は指導による求職先ではない”ため却下ということであるならば、自立は困難となるものであり、支給を認めて欲しい。

### 3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却する裁決を求めるというものであり、理由の概要は次のとおりである。

(1) 平成24年10月17日に請求人から架電があり、既に行った求職活動に係る交通費について、移送費として支給して欲しいとの申出があった。これを受け、保護変更申請書及び関係書類の提出を指導し、支給については内容を検討した上でその可否を決定する旨伝えた。

(2) 10月22日に、請求人から送付された保護変更申請書、公共交通機関経路及び求職活動先に関する資料を受理した。審査請求人及び求職先への調査の上、翌日、処分庁内において移送費の支給の可否についてケース診断会議を開催した。「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）」第7-2-(7)-ア-(キ)の規定に照らし、①求職活動に係る経費については、一般的に自己の生活費により賄われるべきものであること、②移送費の支給にあたっては、被保護者からの事前申請を基に、福祉事務所において熟考の上認定すべきものであることから、請求人からの変更申請については却下が妥当と判断し、本件処分を行った。



### 4 事実の認定及び判断

#### (1) 事実の認定

ア 平成24年10月17日に請求人は処分庁宛て架電の上、既に行った求職活動に係る交通費について、移送費として支給して欲しいとの申出を行った。これを受け、処分庁は、保護変更申請書及び関係書類の提出を指導し、支給については内容を検討した上でその可否を決定する旨伝えた。

イ 処分庁は、10月20日付け保護変更申請書、公共交通機関経路及び求職活動先に関する資料（以下「変更申請書等」という。）を10月22日に受理した。処分庁は同日、審査請求人に架電の上、①事業所及び②本社において面接を受けてきたことについて聞き取り調査を行っており、今般の変更申請が、その際に発生した交通費の支給を求めるものであることを確認している。請求人によれば、採用後は家庭物理療法士の研修を受けるとのこと。

ウ 10月23日、処分庁は、家庭用電子治療器及び審査請求人の目指している家庭物理療法士について不明な点があることから、事業者宛て電話照会を行った。

なお、その際、請求人の氏名等について伏せた上で照会を行っている。処分庁の照会に拠れば、業務内容は家庭用治療器の説明・販売等であり、また、請求人の目指している家庭物理療法師は民間資格であることを確認した。

エ 同日、処分庁内において移送費の支給の可否についてケース診断会議を開催した。処分庁は、上記3(2)のとおり請求人からの変更申請については却下が妥当と判断した。その上で10月25日付けで上記2(2)イにあるとおり“実施期間の指示又は指導による求職先ではない”ためとして本件処分を行い、翌10月26日、請求人宛て本件処分通知を送付した。

オ なお、請求人は、平成23年7月と9月に求職活動に係る移送費支給の変更申請を行い、処分庁はこれに対してそれぞれ支給決定(平成23年7月:3,790円、平成23年9月:5,730円)を行っているが、そのいずれについても、当該求職活動の実施にあたり、請求人から事前の相談を受けている。

## (2) 判断

ア 先ず、求職活動に係る移送費支給のあり方について考察する。当該移送費については、局長通知第7-2-(7)-ア-(キ)において“被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合”に支給するものとされているが、ここでいう“実施機関の指示又は指導”については、日時や場所等を特定した個別具体的なものである必要は無く、被保護者に対する一般的な指導・指示で足りるものとされている。

イ 処分庁は、平成23年1月28日の保護開始時から、請求人の援助方針として請求人の求職活動を掲げており、ケース記録からも、請求人が一貫して処分庁から求職活動に取り組むよう指導を受けていること、求職活動に取り組んではいるもののなかなか就労に結びつかないこと、処分庁としても請求人の状況に応じて求職活動に取り組むよう指導していることが分かる。従って、請求人の活動は“実施機関の指示又は指導”によるものと言って差し支えない。また、支給要件にある“熱心かつ誠実”については具体的な基準等は設けられていないことから、地域の実情に応じて個別に判断することとなるが、ケース記録からは、請求人は継続的に求職活動に前向きな姿勢を示しているものと思料される。

ウ 一般に、求職活動に係る経費については保護費のやり繰りによって対応するものとされているが、その一方で、居住地と求職活動先との関係から求職活動に交通費を要する被保護者の場合、熱心に求職活動を行えば行う程、交通費がかさみ、結果、生活費を圧迫することにも繋がりがかねない。求職活動に係る移送費の支給に当たっては、地域や対象者の置かれた状況により個別に判断すべきものであるから、局長通知第7-2-(7)-ア-(キ)では支給対象となる金額について具体的な基準を定めていないが、今回、請求人が要した交通費の総額4,280円は、上記4(1)オのとおり過去に処分庁が請求人に対して支給した金額と比較して、著しく均衡を失するものとは言えないものと思料される。

エ また、本件の保護変更申請書には10月16日付けの体脂肪等の測定結果票が添付されているが、これは、処分庁の指示を受け添付した求職活動に係る資料であるから、今回求職活動を行った日のうちの一日は10月16日であり、10月

17日の請求人による処分庁宛での架電は、求職活動直後の報告と言うことができる。

オ 上記のアで述べたとおり、求職活動に係る実施機関の指導は包括的なもので足りるとされているから、実施機関から個別具体的な指導・指示のある場合は別として、通常の求職活動は被保護者の対応に委ねられている。従って、本件審査請求にかかる面接日程の決定が急遽突然であったり、処分庁の実施機関の業務時間外であった等、請求人が移送費の支給について実施機関に事前に相談・申請できなかったことに合理的な理由があるのであれば、移送費を支給する余地はあるものと思料される。

カ しかし、ケース記録等からは、処分庁が請求人に対して具体的に求職活動を行った日付や事前申請ができなかった理由等を聴取した事実は確認できず、本件処分は、請求人の求めた移送の需要の発生日と本件変更申請が事後申請となった理由を特定・確認しないまま行った処分であり不当と言わざるを得ない。

キ 次に、本件処分の決定理由について考察する。法第24条第2項では、保護の開始及び変更決定の際は、決定通知に決定理由を付すこととされており、また、決定通知書の決定理由については、「生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）」問10-14において、“本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされていることは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。従って、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい”とされている。

ク 本件処分では、処分庁は、処分の理由について、3(2)①及び②に掲げるとおり考察し、“実施機関の指示又は指導による求職先ではないため”却下としている。しかし、上記アで示したとおり、移送費の支給要件としての“実施機関の指示又は指導”は包括的なもので足りるものであり、また、上記イのとおり請求人の行動は、“実施機関の指示又は指導”に従っているものと言えるから、本件処分の理由は、処分理由として不当と言わざるを得ない。

以上のとおり、本件処分については、請求人が申請した内容について精査を行わずにそのまま処分を行っている点及びその処分理由の内容において不当であり、本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成26年1月16日

栃木県知事 福田 富

